入札参加資格確認申請書 (建設工事)

年 月 日

県立農業大学校長 殿

所 在 地 商号又は名称 代表者氏名

印

令和7年10月24日に入札公告のありました宮崎県農業科学公園遊具改修工事に係る 入札参加資格の確認について、下記の書類を添えて申請します。

なお、公告に掲げる欠格要件のいずれにも該当しないこと、当社と一定の資本関係又は 人的関係のある者が本入札に参加していないこと及び添付書類の内容については事実と相 違ないことを誓約します。

記

- 1 同種工事施工実績調書(別記様式2)
- 2 主任技術者等の資格・工事経験調書(別記様式3)
- 3 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書
- 4 経営事項審査結果通知書の写し
- 5 その他入札参加資格確認に必要な書類

同種工事施工実績調書

造園工事 (公園設備工事)

五年石		

今牡夕

工事名称等	工 事 名											
	発注機関名											
	施工場所	(都道府県名・市町村名)										
	契 約 金 額											
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日										
	受注形態等 単体/JV(出資比率)											
工												
事概												
要												

- 備考 1 入札公告の「施工実績に関する事項」に掲げる要件を満たす工事の施工実績を 記載すること。
 - 2 記載した工事についてコリンズの竣工登録をした登録内容確認書(工事カルテ) の写しを添付すること。ただし、コリンズの竣工登録をしていない工事等につい ては、請負契約書の写しその他の当該工事の内容が確認できる書類及び発注者の 証明書その他の引渡しが完了したことが確認できる書類を添付すること。
 - 3 共同企業体 (JV) での施工実績を記載する場合において、コリンズの竣工登録 をしていない工事等については、JV協定書の写しを添付すること。
 - 4 JVでの入札参加資格確認申請の場合は、施工実績を有する構成員についてこ の調書を作成すること。

主任技術者等の資格・工事経験調書

会社名

監理技術者/主任技術者/特例監理技術者/監理技術者補佐

配置	置 予	定	技	術	者」	氏 名												
生		年		月		日			年	J	F	日	(歳)				
採	用		年		月	日			年	J	F .	日						
最		終		学	É	歴												
法令による資格・免許 資格の名称																		
	さる。資格 各者証等の				取得	年月日												
	けする				登録	番号												
7.11-21-344-5-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1			D 4	開札日当	日ま	でに	(入扌	1公台	寺に!	おい	て求め	かるを	#設_	工事の	種類			
建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいず			(土木-	-ztI	事な	ど)を	記載	(さ) に	係る	建設	工事	に関	L.()				
れかの規定に該当する者の実務経験※			か月以上	の実	務経	験がる	ある。											
	工			事		名												
	発	注		機	関	名												
工	施		エ		場	所	(都道府	県名	・市	町村	名)							
事経	契	;	約		金	額												
性験の概要	工					期	名	F	月	日	\sim			年	月		日	
	従		事		期	間	名	F	月	日	\sim			年	月		日	
	従		事		役	職	現場代理	!人/	主任	(監理	!)技徒	村者.	/そ	の他の	の技行	術者	(職名	等)
	エ	-	事		内	容												
	手	持	工	事	0) 7	有 無				đ	あり	•	な	し				
手持工	技術者の専任・非専任								専任		•	3	非専任					
	工			事		名												
	発	注		機	関	名												
事の	従	事		役	職	名	(特例)監	理技征	術者 /	全任	技術	者/	監理	里技術	者補信	生/	現場代	过理人
が状況	工事完成届提出日					田田						%	余裕	期間対	寸象コ	[事]	は記載	不要
	引渡(完了検査)予定年月日																	
	そ		C	カ		他												

※入札公告の「配置予定技術者に関する事項」において建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者について入札参加資格を認めている場合で、当該規定に該当する者を配置予定技術者とする場合に記入すること。なお、この場合、「配置予定技術者実務経験調書」(様式は宮崎県公共事業情報サービスに掲載)を、この調書に添付して提出すること。

「備考」に従い記入すること

備考

- 1 入札公告の「施工実績に関する事項」に掲げる要件を満たす工事の経験を記載すること。
- 2 記載した工事についてコリンズの竣工登録をした登録内容確認書(工事カルテ)の写しを添付すること。ただし、コリンズの竣工登録をしていない工事等については、請負契約書の写しその他の当該工事の内容が確認できる書類及び発注者の証明書その他の引渡しが完了したことが確認できる書類を添付すること。

なお、当該工事が同種工事施工実績調書に記載した工事と同一のものである場合、登録内容確認書(工事カルテ)等の添付を要しない(以下、次項において同じ)。

- 3 共同企業体(JV)での施工実績を記載する場合において、コリンズの竣工登録をしていない工事等については、JV協定書の写しを添付すること。
- 4 本工事の配置予定技術者と手持工事の関係
 - (1) 手持工事とは、配置予定技術者が開札日において監理技術者、主任技術者又は現場代理人として従事している施工中の他の工事をいう。
 - (2) 手持工事には、国、都道府県、市町村発注工事に加え、民間事業者等発注工事を含むものとし、また、随意契約等による小規模な工事も含むものとする。
 - (3) 本工事が技術者の専任を必要とする場合
 - ① 本工事の配置予定技術者が、手持工事の主任(監理)技術者となっている場合(専任の要否にかかわらない。)は、契約の日までに当該手持工事の工事完成届を提出できる旨の誓約を「その他」の欄に記入し、当該手持工事の内容がわかる書類を提出すること。また、当該手持工事に係る工事完成届を契約の日までに提出すること。ただし、本工事に余裕期間を設定している場合は、実工期の始期の前日までに当該手持工事の引渡しまで終了する見込みであることを示す書類(契約書の写し等)を提出すること。
 - ② 本工事の配置予定技術者が、手持工事の現場代理人となっている場合は、当該現場代理人を交代するなど、本工事の現場着手の日(余裕期間を設定している工事にあっては、実工期の始期の前日。以下本項において同じ。)までに本工事の配置予定技術者として従事できる旨の誓約を「その他」の欄に記入し、当該手持工事の内容がわかる書類を提出すること。
 - (4) 本工事が技術者の専任を必要としない場合
 - ① 本工事の配置予定技術者が、手持工事の主任(監理)技術者となっている場合(専任を要する場合に限る。)は、契約の日までに当該手持工事の工事完成届を提出できる旨の誓約を「その他」の欄に記入し、当該手持工事の内容がわかる書類を提出すること。また、当該手持工事に係る工事完成届を契約の日までに提出すること。ただし、本工事に余裕期間を設定している場合は、実工期の始期の前日までに当該手持工事の引渡しまで終了する見込みであることを示す書類(契約書の写し等)を提出すること。
 - ② 本工事の配置予定技術者が、手持工事の現場代理人となっている場合は、当該現場代理人を交代するなど、本工事の現場着手の日までに本工事の配置予定技術者として従事できる旨の誓約を「その他」の欄に記入し、当該手持工事の内容がわかる書類を提出すること。
 - (5) 本工事を総合評価落札方式により発注している場合
 - 前2号の規定にかかわらず、本工事の配置予定技術者が、県が総合評価落札方式により発注した本工事以外の工事における主任(監理)技術者又は配置予定技術者となっている場合は、本工事の契約の日までに当該工事の工事完成届を提出できる旨の誓約を「その他」の欄に記入し、当該工事の内容がわかる書類を提出すること。また、当該工事に係る工事完成届を契約の日までに提出すること。ただし、本工事に余裕期間を設定している場合は、実工期の始期の前日までに当該工事の引渡しまで終了する見込みであることを示す書類(契約書の写し等)を提出すること。
 - (6) 期日までに前3号に規定する書類の提出がない場合や、不備がある場合は、入札参加 資格がないものとして落札決定を取り消すこととなるので、留意すること。 なお、落札決定取消となった場合は、原則入札参加資格停止となる。
 - (7) 契約後に書類の虚偽が判明した場合や配置予定技術者の手持工事の引渡が本工事の現場着手までに完了していない場合は、原則契約解除等となるので、留意すること。
- 5 複数の配置予定技術者を申請する場合は、契約の日までに1名を選択すること。 なお、契約締結後の配置技術者の変更は、当該技術者の死亡、退職又は休職の場合を除き、 原則として認めないので留意すること。
- 6 配置予定技術者の要件確認書類として、健康保険被保険者標準報酬決定通知書、健康保険 証又は住民税特別徴収税額通知書の写しのほか他に指示する資料並びに監理技術者にあって は監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を添付すること。
- 7 JVでの入札参加資格確認申請の場合は、各構成員についてこの調書を作成すること。
- 8 施工実績を求めていない場合は、「工事経験の概要」欄を記入する必要はない。
- ※ 上記に定めるもののほか、「配置予定技術者の専任要件等の取扱いについて」(令和5年11月28日定め。)を参照すること。